

③事故の対策 ～万が一、加害者になった場合は～

1. 負傷者の救護義務

まず、バスを停めてエンジンを停止させます。自分に負傷が無く、動作に支障が無いときは被害者を助けましょう。(車内のお客様も被害者になります)

被害者の傷が軽い場合は、安全な所へ移動してもらいます。重傷のときは、できる限り体や頭を動かさないようにして救急車の手配をします。(バス車内のお客様の怪我も確認し、速やかに対応して下さい)

2. 会社への連絡

会社へ連絡をして下さい。被害者への対応や今後の運行等を運行管理者から指示します。また、保険会社の事故受付窓口か、担当者(野本氏)から連絡が入ります。

3. 危険防止措置義務

二次被害が起こるのを避けるため、事故が起こるのを未然に防ぐための措置を取ります。事故を起こした車については、事故の状況を確認する上で必要になってきますので、特に危険性が無ければ警察が来るまで移動させずに放置します。

4. 事故報告義務 ※事故の大小を問わず警察へ連絡を!

交通事故を起こした加害者は、人身事故や物損事故について最寄の警察へ連絡し、警察官等に対して直ちに報告する義務を負います。警察官が来たら事故の事情聴取を受け、その際に事故現場の住所を教えて頂きましょう。また、人身事故において被害者が救急車で搬送された場合は、搬送された病院を教えて頂きましょう。

5. 目撃者や被害者の確認

目撃者がいるようであれば証人となってもらえるように、氏名や連絡先を教えてもらい、目撃者が証言してくれるのであれば警察へ証言をしていただきましょう。被害者の負傷状況にもありますが、可能なら被害者の氏名や住所の確認をして下さい。

6. 被害者の病院へ ※過失等は保険会社の仕事。迷惑掛けた事を素直に謝罪する。

事故現場でするべきことを終えたら、被害者が搬送された病院へ向かいましょう。被害者をお見舞いする。